

令和六年九月定例会 招集あいさつ

(令和六年八月二十七日)

本日、九月定例会を招集いたしましたところ、議員各位のご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、日頃から市政の進展、住民福祉向上のため、精力的にご尽力されておられますことに敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

八月八日に宮崎県日向灘（ひゅうがなだ）を震源とする最大震度六弱の地震の発生を受け、気象庁は同日「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」を発表しました。発表から一週間後の八月十五日には特別な注意の呼びかけは終了いたしましたが、大規模地震が発生する可能性がなくなつたわけではありません。飯山市を含む北信地域は、南海トラフ地震想定震源域で地震が発生した場合に震度六弱以上の揺れが想定される地域に指定されてはおりませんが、いつ起こるかわからない地震に備え、日頃から避

難場所や避難経路、すぐに避難できるように非常時持ち出し品の準備など、再確認いただくようお願いいたします。

また、これから台風シーズンを迎えます。近年激甚化・頻発化する大雨、台風などの自然災害に対し、市では、国や県、消防団、地域の皆様と連携しながら引き続き十分な警戒をし、有事の際の備えに万全を尽くしてまいります。

市民の皆様にも適時適切な情報発信を行つてまいりますが、市民の皆様におかれましては、気象情報に十分ご注意いただき、また、日頃からの災害への備えにご留意いただきますようお願いいたします。

今議会におきましては、市民の皆様の関心の強い、北陸新幹線飯山駅前宿泊施設変更合意等請求調停事件に係る議案、及び令和五年度の各会計歳入歳出決算や今年度の各事業執行に係る補正予算案などを提出させていただいております。

ここで、民事調停という制度について、市民の皆様に改めてご説明させていただきます。

「民事調停とは、裁判のように勝ち負けを決めるのではなく、話し合いによつてお互が合意することで紛争の解決を図る手段である。

調停委員会は、裁判官と一般市民から選ばれた社会生活上の豊富な知識や経験を持つ調停委員二名以上で構成され、当事者双方の意見を聞き、公平な立場から解決を図る。

この双方の意見というのは、原則として両者が向かい合つて話をするのではなく、調停委員会がそれぞれ交互通じて話を聞いて、解決を模索する。合意に至ればこの調書は確定判決と同じ効力を持ち、記載された内容は法的に拘束力を持つ。また、当事者は、少なくともお互いに開示しない前提でやり取りをした内容について、外部に漏らしてはならないとされている。」という制度であります。

駅前宿泊施設の建設に関しましては、昨年七月に事業者からの民事調停の申し立てを受け、市、事業者とともに、駅前にホテルが必要との思いは共通しているとの認識の中で、約一年にわたり飯山簡易裁判所において調停を続けてまいりました。先般ご報告いたしましたとおり、飯山簡易裁判所から本年六月二十五日付で「北陸新幹線飯山駅前宿

泊施設 変更合意等請求調停事件」についての調停条項案が示されましたので、今議会に提出し、地方自治法に基づく議決をお願いするものであります。

この民事調停において、市・事業者・裁判所の三者が一字一句を含めて合意し、市・事業者において、引き続き協力して事業を進めるための協議が調い、調停条項案がまとまりたということは、画期的なことであると認識をいたしております。飯山市民の多くは飯山駅前の市所有地に、適切な形でホテルが早期に建設されることを強く願つていると感じるからであります。

調定条項案の前文には、「当事者双方（市・事業者）の主張及び事情説明の聴取等を踏まえ、双方の合意形成の実現可能性が高い」との記述、そして「調停条項案を飯山市議会ほか、関係各所に示して意見を聞き、協力を得ることについては、当事者双方が互いに了解していることを前提にしています。」との記述がございます。議員の皆様におかれましては、どうか一日も早い審理、そして議決を賜りますことを切にお願いいたします。

結びに、今後とも議員各位の格段なるご指導とご協力を
お願い申し上げ、今定例会招集の挨拶といたします。